明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四）　二
〔告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務六）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同七）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同八）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同九）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同一一）　九
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（同一二）　一〇
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同一三）　一〇
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同一四）　一七
〔公告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　三四
地方公共団体
行旅死亡人関係　三四
会社その他
会社決算公告　三七